

志布志市は次のような取組を行います！

～ ひとがともに輝くまちづくりの実現のために ～ **【第9条 ～ 第18条】**

- ① 男女共同参画等に関する計画を定め、公表します。
- ② 条例の基本理念と市民の意見に配慮して、ひとがともに輝く社会を目指します。
- ③ 男女共同参画などの理解を深めるための広報啓発や教育・学習機会の充実に努めます。
- ④ 市民等のひとがともに輝く社会の実現に関する活動への必要な支援を行います。
- ⑤ 災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画等の視点を取り入れるよう努めます。
- ⑥ DV対策及び女性活躍推進に関する計画を定め、公表します。
- ⑦ 男女共同参画等に関する計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。
- ⑧ 市の施策やひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為に関する市民等からの申出に適切に対応します。

審議会を設置し、推進します！

～ 志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会 ～ **【第19条 ～ 第23条】**

市が実施する取組を効果的に推進するために外部委員から御意見をいただくことを目的に、志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会を設置します。

審議会は、市長から意見を求められた場合（諮問）に、その諮問に答えます（答申）。

また、市の男女共同参画や女性支援の施策を定める計画に関して、市に意見を届けます。

※ 「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」は令和5年4月1日に施行されます。条例の全文はインターネットでご覧いただけます。

志布志市ひとがともに輝くまちづくり

検索



志布志市

ひとがともに輝く まちづくり条例

